明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○防衛装備庁施設等機関組織規則の一部を改正する省令（防衛六）　一
〔告　示〕
○教科用図書の検定に関する件（文部科学一五一）　二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一四七四）　九
○輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同一四七五）　三
○肥料の登録が失効した件（同一四七六）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
令和二年度厚生労働省第二共済組合の決算、独立行政法人統計センター令和二年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失関係　二九
地方公共団体
教育職員免許状失効・失効取消し、行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　四〇

省令

○防衛省令第六号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十六条第三項の規定に基づき、防衛装備庁施設等機関組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十四日　防衛大臣　岸　信夫

防衛装備庁施設等機関組織規則の一部を改正する省令

防衛装備庁施設等機関組織規則（平成二十七年防衛省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。